

有効期間満了日 令和11年3月31日

熊生企第356号

令和5年4月20日

熊本県警察サイバー少年補導員運用要領の制定について（通達）

本県警察におけるサイバー少年補導員の運用については、「熊本県警察サイバー少年補導員運用要領の制定について（通達）」（令和4年1月27日付け熊生企第60号）に基づき行っているところであるが、別添「熊本県警察サイバー少年補導員運用要領」のとおり、活動内容の一部及び報告様式を変更することとしたので、関係所属にあつては適正な運用に努められたい。

なお、本通達の発出をもって、前記通達は廃止する。

別添

熊本県警察サイバー少年補導員運用要領

第1 趣旨

この要領は、熊本県警察サイバー少年補導員（以下「サイバー補導員」という。）の活動に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 活動

- 1 サイバー補導員は、少年の健全な育成を図るため、サイバーパトロールによりSNS上に氾濫する少年に有害な投稿を発見し、SNS管理者に対する通報（削除要請）活動を行うものとする。
- 2 サイバー補導員は、公益社団法人全国少年警察ボランティア協会が管理運営するホームページ等のシステムを利用し、活動するものとする。

第3 指定

1 指定の要件

警察本部長（以下「本部長」という。）は、「少年補導員制度運営要綱の制定について（通達）」（平成14年2月22日付け熊少第44号）に基づき委嘱された少年補導員のうち、次に掲げる要件を満たす者をサイバー補導員に指定するものとする。

- (1) インターネットと接続しているパーソナルコンピュータ、スマートフォン等のインターネット接続機器を所有していること。
- (2) インターネットに関する必要な知識と経験を有すること。
- (3) 少年相談に関する知識と技能を有すること。

2 指定の手続き

前記1の指定は、本部長が「指定書」（別記様式第1号）を交付して行うものとする。

3 指定期間

サイバー補導員の指定期間は2年とし、必要により再指定することができる。

第4 運用上の留意事項

警察本部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）は、サイバー補導員の運用に関し、次の事項に配慮するものとする。

- 1 サイバー補導員は、民間の少年警察ボランティアとして指定されたものであり、何ら権限を付与されるものではないことから、活動に当たり、関係者の正当な権利及び自由を侵害することがないように、十分な指導又は助言を行うこと。
- 2 サイバー補導員及びサイバー補導員であった者が活動を通じて知り得た秘密を漏らすことがないように、研修において、その趣旨の徹底を図ること。

第5 指定の解除

1 本部長は、サイバー補導員が次に掲げる事項に該当した場合は、指定を解除するものとする。

- (1) 第3の1に規定する指定の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 第4に規定する運用上の留意事項に違反したとき。
- (3) サイバー補導員から辞任の申出があったとき。

2 本部長は、前記1により指定を解除した場合、「解除通知書」（別記様式第2号）により、当該サイバー補導員に通知するものとする。

第6 研修

生活安全企画課長は、サイバー補導員の活動に関し必要な知識・技能を身につけさせるため、サイバー補導員に対する研修を行うものとする。

第7 活動結果報告

生活安全企画課長は、毎月の活動結果について「サイバー少年補導員活動結果報告書（別記様式第3号）」により、翌月10日までにサイバー補導員へ報告を求めるものとする。

※ 別記様式（略）